

一般社団法人日本神経学会専門医制度に関する規則

平成23年5月17日改正

(目的)

第1条 日本神経学会専門医制度（以下「専門医制度」という。）は、臨床神経学を専門とする優れた医師を養成し、神経学の進歩発展とその水準の向上をはかり、国民の健康、福祉に貢献することを目的とする。

(委員会)

第2条 専門医制度の企画、運用に関する業務は、このために日本神経学会（以下「本学会」という。）が設置した委員会が行う。

2 前条の委員会の構成および運営については、一般社団法人日本神経学会委員会細則および一般社団法人日本神経学会各種委員会設置に関する規程で定めるところによる。

(専門医の名称)

第3条 専門医とは、日本神経学会（以下「本学会」という。）が定めた申請資格を有し、資格審査および試験により本学会が認定した医師をいう。

2 本学会が認定した専門医の名称は、日本神経学会認定神経内科専門医と称する。

(専門医の申請資格)

第4条 専門医の認定を受けようとする者は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 受験時に初期研修を含む臨床研修歴が6年以上あり、本学会正会員歴を3年以上有すること。
- (3) 日本内科学会認定内科医であること。
- (4) 本学会が認定した教育施設、准教育施設および教育関連施設（以下「認定施設」という。）で神経内科研修を受けていること。

(研修施設、研修方法および研修期間)

第5条 認定施設の基準、研修方法および研修期間については、日本神経学会認定施設基準（以下「認定施設基準」という。）で定めるところによる。

2 認定施設は、認定を希望する施設からの申請に基づき、施設認定を担当する委員会が審査を行い、理事会が認定するものとする。

3 認定施設の申請、審査、認定に係る手続きについては、理事会が定める。

4 第3項の規定に基づき認定を受けた施設には、第1項に定めるそれぞれの認定施設の認定証を交付する。認定証の書式は、別に定める。

(研修カリキュラム)

第6条 専門医となるために必要な研修内容は、後期研修において本学会が定めるミニマムリクアイアメントによるものとする。

(専門医の認定方法)

第7条 専門医は、専門医の認定を担当する委員会が申請者の資格審査および試験を行い、理事会が認定するものとする。

- 2 前項の資格審査及び試験は、毎年行う。ただし、やむをえない事情があるときは、理事会の決定により資格審査及び試験を行わないことができる
- 3 本条第1項に定める資格審査及び試験に関する事項は、日本神経学会専門医資格審査等に関する規程（以下「資格審査等規程」という。）で定めるところによる。

(専門医認定証の交付、専門医名簿登録)

第8条 前条の規定に基づき専門医に認定された者には、日本神経学会専門医認定証（以下「専門医認定証」という。）を交付する。専門医認定証の書式は、別に定める。

- 2 専門医に認定された者は、専門医認定証の交付を受けた後、専門医名簿に登録することによって広告することができる。なお、専門医名簿に登録する手続きは、資格審査等規程で定めるところによる。

(専門医の認定更新)

第9条 専門医の認定は、認定後5年ごとに更新するものとする。

- 2 専門医の認定更新は、認定更新を希望する専門医からの申請に基づき、認定更新を担当する委員会が審査し、理事会が認定する。
- 3 専門医の認定を更新する基準および手続きについては、日本神経学会認定更新に関する規定で定めるところによる。

(指導医)

第10条 認定施設には、認定施設基準で定めるところにより、指導医を配置しなければならない。

- 2 指導医は、認定を希望する者からの申請に基づき、施設認定を担当する委員会が審査を行い、理事会が認定するものとする。
- 3 指導医の認定申請、審査等、認定に係る手続きは、理事会が定める。
- 4 第2項の規定に基づき指導医に認定された者には、指導医認定証を交付する。指導医認定証の書式は、別に定める。

(専門医認定の取り消し)

第11条 理事会は、次の事項に該当する専門医について、その認定を取り消すことができる。

- (1) 医師免許を取り消された場合
- (2) 専門医としてふさわしくない行為があった場合。

(クレジット)

第12条 会員が、他学会の学術大会その他の研究大会に参加した場合、当該学会の申請によ

り本学会が承認したときは、専門医認定更新のための単位を付与することができる。

2 前項に基づく単位の付与に関する手続きは、クレジット認定基準によるものとし、単位の付与は専門医の認定を担当する委員会による審査のうえ、理事会の承認を要する。

(規準等の制定)

第13条 本規則に定める次の基準等は、理事会が定める。

- (1) 第5条および第9条で定める日本神経学会認定施設基準
- (2) 第6条で定める専門医に必要な研修内容
- (3) 第7条第2項および第8条第2項で定める日本神経学会専門医資格審査等に関する規程
- (4) 第5条、第8条および第10条で定める認定証の書式
- (5) 第9条で定める日本神経学会専門医認定更新に関する規定
- (6) 第10条で定める指導医認定基準
- (7) 第12条で定めるクレジット認定基準

2 理事会は、前項に定めるものの他、この規則に定めがなく専門医制度を円滑に運用するため必要な事項を、別に定めることができる。

(改正)

第14条 本規則の改正は、理事会が決定し社員総会の承認を要する。

附則

1 本制度の発効

本制度は昭和43年4月1日より発効し、昭和43年3月以後の卒業者に適用される。
第1回の認定は昭和47年4月以降より行う。

2 昭和42年3月までの大学卒業者の認定は別にこれを認める。

附則

1 この規則は、平成23年5月18日から施行し、専門医の資格審査及び試験に関する条項は、平成24年度に実施する資格審査および試験から適用する。